

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和4年10月18日付け令和4年北海道告示第530号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道知事 鈴木 直道

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 4台（交換契約により乗用自動車4台を契約の相手方に供し、乗用自動車4台を契約の相手方から調達する。）

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 別紙「仕様書」による。

#### (3) 納 入 期 日 令和5年2月28日（火）

#### (4) 納 入 場 所

北海道原子力環境センター（岩内郡共和町宮丘261番地1）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（物品の購入の資格のうち、資格の種類別に区分した分類12（自動車）に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和4年10月18日（火）から同年11月22日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

(2) 審査を行ったときは、資格の有無を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁地下1階 危機管理センターB（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課）

(2) 入札日時 令和4年11月30日（水）午前11時00分（送付による場合は、同月29日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

### 7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

### 8 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### (2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（道が交換により取得する自動車の価格から、道が交換により引き渡す自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札価格等

##### (1) 入札価格

入札は、交換により道に引き渡す自動車の価格から、交換により道から引き受ける自動車の価格を差し引いた交換差金をもって入札すること。

##### (2) 入札書

入札書は、別記様式による。

#### 12 その他

##### (1) 無効入札

開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める条件に違反した者の入札は、無効とする。

##### (2) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

##### (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

道が交換により取得する自動車の価格及び道が交換により引き渡す自動車の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とする。

##### (4) 自動車重量税、自賠責保険料（37ヶ月契約）及びリサイクル費用の預託金（以下「自動車重量税等」という。）は、11の入札価格には含まれない。

なお、自動車重量税等は、契約の相手方が代行して納付し、当該契約の履行後に、道が、契約の相手方に交換差金とともに支払う。

##### (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-206-6758

##### (6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。なお、入札者が1者のみの場合は、再度入札は1回までとし、入札不調の場合であっても、随意契約を行わないものとする。

##### (8) この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。

##### (9) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

##### (10) この入札の執行は、公開する。

##### (11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

##### (12) 前金払、概算払及び部分払はしない。

##### (13) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。